

遠賀霊園使用諸手続一覧表

手続きは、遠賀町役場 庶務財政課 管財係(Tel093-293-1300)でお願いします。
霊園内の管理事務所では手続きができません。

手続きの種類		必要書類	説明
1. 墓所使用許可申請			
①使用許可申請	墓所使用許可申請書 (1号様式)		認印が必要です。
	住民票		本籍、続柄の記載されたもの(個人)
	戸籍謄本		申請者が記載されたもの
2. 墓石建立			
①土地の一時利用	一時利用許可申請書 (14号様式)		隣接者の承諾書、一時利用料が必要です。
②工事の着工	工事着手届(16号様式)		着手前の写真が必要です。
	設計図書		
③工事の完成	工事完成届(17号様式)		着工中、後の写真が必要です。
3. 埋葬(改葬)許可			
①埋葬許可 (納骨の手続き)	遠賀霊園使用許可証 埋火葬証明証		※名義人・住所等に変更あれば別途手続をお願いします。 火葬場で交付される証明書です。
②改葬許可 ア.他の墓所から 遠賀霊園へお骨を 移す手続き	遠賀霊園使用許可証		
	改葬許可証		遺骨のある市町村役場で発行される証明です。 請求方法は、その市町村役場にお訊ねください。 1 「遺骨のある市町村役場」で申請書を受取る。 2 申請書に「寺院・墓地等の管理者」の証明をもらう。 3 上記2の申請書に「遺骨のある市町村役場」で証明してもらう。
イ.遠賀霊園から 他の墓所へお骨を 移す手続き	遠賀霊園使用許可証		
	改葬許可申請書		認印が必要です。
	改葬(お骨を移す)先の寺院・墓地の使用許可書・証明書等		どちらの墓所へお骨を移すのかわかる書類が必要です。 改葬先へ納骨する際に必要な改葬許可証を遠賀町役場で発行します。
③親族外埋葬許可	遠賀霊園使用許可証		
	親族外埋葬届(13号様式)		認印が必要です。
	埋火葬証明証		火葬場で交付される証明書です。
	戸籍謄本		埋葬者の戸籍謄本
	遠賀霊園使用許可証		
④遺髪等の埋葬	遺髪埋葬届(5号様式)		認印が必要です。
4. 住所等変更			
①住所(本籍)変更	遠賀霊園使用許可証		
	住所等変更届(6号様式)		認印及び手数料(500円)が必要です。
	住民票		本籍等の省略されていないもの(個人)
	(戸籍謄本)		本籍地変更後のもの
②氏名変更	遠賀霊園使用許可証		
	住所等変更届(6号様式)		認印及び手数料(500円)が必要です。
	住民票		本籍の記載されたもの(個人)
	戸籍謄本(抄本)		変更が確認できるものが必要です。
5. 使用許可証再交付			
①再交付	再交付申請書(9号様式)		認印及び手数料(500円)が必要です。
	住民票		本籍、続柄の記載されたもの(個人)
6. 承継使用			
①承継使用	遠賀霊園使用許可証		
	承継使用申請書(7号様式)		認印及び手数料(500円)が必要です。
	戸籍謄本		現使用者との続柄(相続人または親族若しくは縁故者等の関係)を明らかにする戸籍謄本
	住民票		本籍、続柄の記載されたもの(承継する個人のもの)
7. 墓所返還			
①墓所返還申請	遠賀霊園使用許可証		
	使用場所返還届(8号様式)		左記の書類のほかに霊園改修届、工事着手届、工事完成届、写真、認印等が必要です。
	使用料等還付請求書 (12号様式)		還付が発生する場合に必要です。